

持分払戻の処理について

1. 脱退とは

組合からの脱退は『自由脱退』と『法定脱退』の2種類。

| 自由脱退（中協法第18条） | 法定脱退（中協法第19条） |
|---|---|
| 組合員が自らの意思により自発的に行う脱退。 （※組合員が事業年度の末日の90日前までに予告。予告期間は定款で延長できるが、1年を超えてはならない。） | 以下の法定事由による脱退。 ①組合員たる資格の喪失 ②死亡又は解散 ③除名 ④公正取引委員会の審決 |
| 【脱退時期】 事業年度末 | 【脱退時期】 事由の発生時点 |

2. 脱退者の持分払戻の方法

脱退した組合員の持分は、その脱退した事業年度の終わりにおける組合財産によって算定される。（中協法第20条）

つまり、自由・法定脱退のいずれのケースも持分の払戻は年度末以降となる。（※通常総会後における決算案の承認により、はじめて組合財産の額が確定することとなることから、持分払戻請求権の行使は通常総会后となる。）

また、持分の払戻額やその算定方法は法で特に規定されていないことから、組合定款で規定することとなる。

【定款参考例の規定例】

①払戻額は持分全額～出資金額を限度とする額まで

◆持分全額

（脱退者の持分の払戻し）

第14条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

◆出資額限度

（脱退者の持分の払戻し）

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

②算定方法は2種類

◆改算式：事業年度ごとに正味資産の価格を出資総口数で除す方法

（持分）

第24条 組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。
2 持分の算定に当たっては、〇〇円未満の端数は切り捨てるものとする。

◆加算式：事業年度ごとに各組合員の正味資産に属する出資金、準備金、積立金その他の財産について、その組合員の出資口数を標準として算定加算する方法

(持分)

第24条 組合員の持分は、次の基準により算定する。

- (1) 出資金については、各組合員の出資額により算定する。
 - (2) 資本剰余金については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定加算する。
 - (3) 法定利益準備金、特別積立金及びその他の積立金については、各組合員が本組合の事業を利用した分量に応じて、事業年度末ごとに算定加算する。
 - (4) 繰越利益又は繰越損失については、各組合員の出資額により算定する。
 - (5) 土地等の評価損益については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定し加算又は減算する。
- 2 準備金又は積立金により損失のてん補をしたときは、その損失をてん補した科目の金額において有する各組合員の持分の割合に応じてそのてん補分を算定し、その持分を減算する。特別積立金又はその他の積立金を損失のてん補以外の支出に充てた場合も同様である。
- 3 本組合の財産が、出資額より減少したときの持分は、各組合員の出資額により算定する。
- 4 持分の算定に当たっては、〇〇円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (注) 分割払込制をとる組合にあっては、「出資金」又は「出資額」とあるのは「払込済出資金」又は「払込済出資額」と書き替えること。
- (注) 土地等の評価は、時価評価とし、その評価方法については、あらかじめ規約等で定めておくこと。

脱退者持分払戻計算書 (改算式の持分全額払戻)

平成〇年〇月〇日

I 払戻持分の対象になる金額

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1. 貸借対照表の出資金の部分 | A |
| 2. 貸借対照表の資本剰余金の部分 | B |
| 3. 貸借対照表の利益準備金の部分 | C |
| 4. 貸借対照表の積立金の部分 (教育情報費用繰越金を含む) | D |
| 5. 貸借対照表の当期末処分剰余金 | E |
| 6. 剰余金処分による流出 (出資・利用分量配当等) | F |
| 7. 未払持分に振り替えた脱退者の出資金 | G |
| 8. 土地評価益 (※必要に応じて) | H |
| 9. 土地評価益に対する繰延税金負債 | I |
| 払戻持分対象金額合計 | $A + B + C + D + E - F + G + H - I = J$ |
| (組合の正味財産額) | |

II 払戻持分1口の金額

- | | |
|---------------------------|---|
| ●対象出資口数 (期末出資口数+脱退者の出資口数) | K |
| ●持分払戻1口の金額 (J ÷ K) | L |

III 払戻持分1口金額 (L) の内訳

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| ①出資金の部分 | $A \div K$ |
| ②資本剰余金の部分 | $B \div K$ |
| ③利益剰余金の部分 | $(C + D + E - F + G + H - I) \div K$ |
- ※③は税務上「みなし配当」とされ源泉税 (20.42%) の徴収が必要となる。

IV 脱退者の持分払戻額

L × 脱退者の出資総口数

3. 持分払戻のパターン

- ①出資額限度の規定で出資金額と同額以上 (L ≥ 出資1口金額)
- ②出資額限度の規定で出資金を下回る (L < 出資1口金額)
- ③全額払戻の規定で出資金を下回る (L < 出資1口金額)
- ④全額払戻の規定で出資金を上回る (L > 出資1口金額)
- ⑤除名 (出資限度の規定の場合) (L ÷ 2)
- ⑥行方不明組合員への払い戻し (出資額限度の規定の場合)

4. パターン毎の仕訳処理

①脱退者の持分総額 100,000円 脱退者の出資額 70,000円 (1口10,000×7口)

【1口持分額14,285円 > 1口10,000円】

○年度末の経理処理

| | | | |
|-----|--------|------|--------|
| 出資金 | 70,000 | 未払持分 | 70,000 |
|-----|--------|------|--------|

○総会終了後、組合員に現金支払の際の経理処理

| | | | |
|------|--------|----|--------|
| 未払持分 | 70,000 | 現金 | 70,000 |
|------|--------|----|--------|

●受け取った組合員の経理処理

| | | | |
|----|--------|-------|--------|
| 現金 | 70,000 | 組合出資金 | 70,000 |
|----|--------|-------|--------|

②脱退者の持分総額 50,000円 脱退者の出資額 70,000円 (1口10,000×7口)

【1口持分7,142円 < 1口10,000円】

○年度末の経理処理

| | | | |
|-----|--------|------|--------|
| 出資金 | 70,000 | 未払持分 | 70,000 |
|-----|--------|------|--------|

○総会終了後、組合員に支払ったときの経理処理

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 未払持分 | 70,000 | 現金 | 50,000 |
| | | 減資差益 | 20,000 |

○年度末 (その期) に行う経理処理

| | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 減資差益 | 20,000 | 資本剰余金 | 20,000 |
|------|--------|-------|--------|

●受け取った組合員の経理処理

| | | | |
|-----|--------|-------|--------|
| 現金 | 50,000 | 組合出資金 | 70,000 |
| 雑損失 | 20,000 | | |

③は②と同様に処理する

④脱退者の持分総額 100,000円（内訳：脱退者の出資額70,000円（1口10,000×7口）、
資本剰余金の払戻額20,000円、繰越利益10,000円）【1口持分14,285円＞1口10,000円】

○年度末の経理処理

| | | | |
|-----|--------|------|--------|
| 出資金 | 70,000 | 未払持分 | 70,000 |
|-----|--------|------|--------|

○総会終了時の経理処理

| | | | |
|-------|--------|------|--------|
| 資本剰余金 | 20,000 | 未払持分 | 30,000 |
| 繰越利益 | 10,000 | | |

○組合が支払ったとき

| | | | |
|------|---------|--------|-----------------|
| 未払持分 | 100,000 | 現金 | 97,958 |
| | | 源泉税預り金 | 2,042 |
| | | | (10,000×20.42%) |

●受け取った組合員の経理処理

| | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 現金 | 97,958 | 組合出資金 | 70,000 |
| 租税公課 | 2,042 | 受取配当金 | 30,000 |

⑤除名（出資額限度の規定の場合）

脱退者の持分総額 100,000 脱退者の出資額 70,000（1口10,000×7口）

【1口持分14,285円＞1口10,000円】

○年度末の処理

| | | | |
|-----|--------|------|--------|
| 出資金 | 70,000 | 未払持分 | 70,000 |
|-----|--------|------|--------|

○総会終了後、組合員に支払ったときの経理処理

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 未払持分 | 70,000 | 現金 | 35,000 |
| | | 減資差益 | 35,000 |

●受け取った除名者の経理処理

| | | | |
|-----|--------|-------|--------|
| 現金 | 35,000 | 組合出資金 | 70,000 |
| 雑損失 | 35,000 | | |

⑥行方不明組合員への払い戻し（出資額限度の規定の場合）

脱退者の持分総額 100,000 脱退者の出資額 70,000（1口10,000×7口）

【1口持分14,285円＞1口10,000円】

○年度末の処理

| | | | |
|-----|--------|------|--------|
| 出資金 | 70,000 | 未払持分 | 70,000 |
|-----|--------|------|--------|

※この持分払戻請求権は、組合法第21条に規定されているとおり2年間の時効により消滅するので、組合では時効成立後この未払持分を取り崩し、次のように一般の金融債権が消滅した場合と同様、益金として処理する。

○時効成立による処理

| | | | |
|------|--------|-----|--------|
| 未払持分 | 70,000 | 雑収入 | 70,000 |
|------|--------|-----|--------|